

税務相談室

開業に伴う必要書類

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 今年3月に自宅で内科医を開業しました。税務署に、どんな手続きが必要ですか。
2. このたび個人で診療所を開設しましたが、税務面ではどのような帳簿等を備え付けばよいでしょうか。

回答

1. 開業届、給与支払事務所等の開設届、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、源泉税の納期特例、青色申告などに関するものがある。

個人が新しく事業を始めた場合には、開業届など税務署に提出する書類には次のようなものがあります。なお、これらの書類は、(1)および(2)を除いては、いずれも納税者の選択により提出します。

(1)個人事業の開業等届出書

医師や歯科医師が病院や診療所を開設（いわゆる開業）したときには、開業の日から1ヵ月以内に、納税地を所轄する税務署長に開業届を提出しなければならないことになっています。開業届には、①開業者の氏名および住所、②開業内容および開業年月日、③病院や診療所の所在地などを記載しなければなりません。

なお、納税地と病院や診療所の所在地とが異なる場合には、納税地の所轄税務署長と病院や診療所の所在地の所轄税務署長の双方に開業届を提出しなければなりません。

(2)給与支払事務所等の開設届出書

開業の場合は、給与の支払を開始した日から1ヵ月以内に提出しなければなりません。

(3)所得税の棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出書

新たに事業を開始した場合に、棚卸資産の評価方法について最終仕入原価法以外の方法を選択す

る場合、または減価償却資産の償却方法について定率法を選択する場合には、この書類を開業した年の翌年3月15日（確定申告期限）までに提出しなければなりません。

(4)源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

従業員が常時10人未満で、その源泉税を半年分とりまとめ7月と翌年1月の2回に納付する特例の適用を選択する場合に提出します。

(5)所得税の青色申告承認申請書

青色申告を選択しようとする年の3月15日（年の中途で開業した場合は開業後2ヵ月以内）までに提出します。

2. 最低限、①収入（雑収入などを含む）に関する事項、②仕入に関する事項、③仕入以外の経費に関する事項を記録する帳簿を備え付ける必要がある。

所得金額の計算は、実際の取引額を基に収入金額から必要経費を差し引いて計算しますので、基本的にはこれらの計算ができる帳簿を備え付けることが必要です。

また、法律的には、昭和60年から記帳、記録保存制度が実施されていますので、この制度に定められている帳簿は最低限備え付けなければなりません。

この制度では、総収入金額および必要経費に関する事項について記録しなければならないとされており、いわゆる収支計算を行うための帳簿を備え付ける必要があります。

これらのことから事業を合理的に経営していくための帳簿、できるだけ正確な記帳ということなどを考えると、青色申告の場合の帳簿記帳を参考にされるようおすすめします。

青色申告の場合の帳簿記帳

その事業に関する一切の取引を、整然と、かつ、明瞭に記録しなければなりません。その記帳の方法は、正規の複式簿記のほか、簡易簿記の方法も認められています。

簡易簿記の方法によって記帳する場合の帳簿に記載する事項は、①現金の出納、②売掛金、③買掛金、④減価償却資産、⑤引当金、準備金、⑥売上、⑦雑収入、⑧仕入、⑨経費の各項目とされていますから、これらの各項目を記載できる帳簿を備え付けばよいことになります。